特集　ブラジルにおける集団訴訟制度を通じた消費者被害救済と抑止手法の現況（一）

消費者集団訴訟におけるブラジルの経験

カルロス・アルベルト・デ＝サーリス
前田美千代／訳

一　ブラジル法における消費者保護の位置づけ
二　裁判上の集団的救済の対象（保護される利益）
三　原告適格
四　既判力（*res judicata*）
五　侵害された拡散的利益の賠償基金
六　流動的賠償
七　結論――今後の課題――

一　ブラジル法における消費者保護の位置づけ

消費者保護は、ブラジル連邦憲法にその確固たる存在意義を求めることができます。すなわち、連邦憲法において保障される基本権の一つ（五条三二号）として、また、市場経済秩序の指導原理の一つ（一七〇条五号）とし

図表 1　プロコンの設置状況

Fonte 出典	Número de PROCONs プロコン数	Número de Unidades 支部数
Sistema Nacional de Informações de Defesa do Consumidor（Sindec）(2) 国家消費者保護情報機構	460	728
Fonte 出典	**População brasileira ブラジル人口**	**Média habitante / unidade 支部別平均住民数**
Instituto Brasileiro de Geografia e Estatística-IBGE(3) ブラジル地理統計院	206,451,066	283,586.62
Órgão(4) 機関	**Período 期間**	**Número de atendimentos 処理件数**
Procon – Estado de São Paulo サンパウロ州プロコン	Janeiro a setembro de 2016 2016 年 1 月から 9 月	533,507

て、「消費者保護（defesa do consumidor）」が明文化されています。さらに、憲法暫定規則では、連邦憲法公布後一八〇日以内に消費者保護法典の制定が義務づけられました（四八条）(1)。

消費者保護を主題に掲げた強力な選挙キャンペーンを反映しつつ、連邦憲法に基づく消費者保護が注目を集めたことは、一九九〇年の消費者保護法典（法律九・〇七八／一九九〇号）（CDC）の制定につながるとともに、様々な消費者保護関連の公的機関の新設や機能強化を押し進める結果となりました。すなわち、全局面における検察庁（Ministério Público）の精力的活動に加え、法務省所轄の国家消費者局（Secretaria Nacional do Consumidor: SENACON）、及び、全国の州や市町村に設置されたプロコン（PROCONs）（「消費者保護（proteção ao consumidor）」の略語）がその例です（**図表 1**）。

消費者保護法典（CDC）は、消費者基本権（direitos básicos do consumidor）の一つとして、行政及び司法による「消費者の権利救済の容易化（facilitação da

defesa de seus direitos)」（六条八号）を定めており、[5] 個別訴訟又は集団訴訟を通じた消費者の権利救済は、本法典の制定によりその機能がかなり改善されました。[6]

行政機関への申立てによる解決を目指した多くの紛争がある一方で、同じ紛争が司法を通じて解決される場合もかなり多くあります。民事訴訟では、民法典よりも原告にとって権利保護に厚い消費者保護法典の適用を主張するケースが非常によくあります。

国家司法審議会（Conselho Nacional de Justiça）により提示された、二〇一五年の「司法統計（Justiça em números)」における消費者保護に関する詳細データ（**図表2**）から、ブラジルの消費者紛争の実態を知ることができます。

さらに、リオ・デ・ジャネイロのジェトゥリオ・ヴァルガス財団（FGV-Rio）が行った調査によれば、連邦最高裁判所（Supremo Tribunal Federal）においても、[7] 二〇〇二年から二〇一二年まで、消費者の権利に関する訴訟件数は九・四倍（九四〇％）増加し、上告件数割合で見ると一・四四％から一四・七七％になりました。[8]

このような熱心な訴訟活動の中で、公的機関や民間団体のイニシアティヴによる集団訴訟は、紛争を合意により解決することが困難な場合や（違法行為が――訳者追記）過度に繰り返されている場合に、最終手段として考慮され得ます。[9] 企業としては、司法訴訟を嫌って、なるべく訴訟することなく問題を解決しようという強いプレッシャーを感じるようです。

この点に関する他の重要なファクターとして、集団訴訟を提起する原告適格を有する公的団体が、いわゆる行動調整調書（Termo de Ajustamento de Conduta: TAC）[10] を通じて、消費者に対する損害や侵害の脅威を改善する合意を締結し得る可能性を挙げることができます。

	Responsabilidade do Fornecedor / Indenização por Dano Material (20º lugar) 事業者の責任／財産的損害賠償（第 20 位）	21,533 (1.58%)
Assuntos mais demandados nos Juizados Especiais 簡易裁判所における事件別件数順位	Responsabilidade do Fornecedor / Indenização por Dano Moral (1º lugar) 事業者の責任／精神的損害賠償（第 1 位）	1,033,762 (12.39%)
	Responsabilidade do Fornecedor / Indenização por Dano Material (10º lugar) 事業者の責任／財産的損害賠償（第 10 位）	241,406 (2.89%)
	Contratos de Consumo / Financiamento de Produto (13º lugar) 消費契約／製品購入ローン（第 13 位）	167,972 (2.01%)
	Responsabilidade do Fornecedor / Rescisão do contrato e devolução do dinheiro (14º lugar) 事業者の責任／契約解除及び代金返還（第 14 位）	159,749 (1.91%)
	Contratos de Consumo / Telefonia (15º lugar) 消費契約／電気通信（第 15 位）	158,527 (1.90%)
	Contratos de Consumo / Bancários (18º lugar) 消費契約／銀行（第 18 位）	115,243 (1.38%)

図表２　通常裁判所及び簡易裁判所の審級別に見た事件別件数順位

Dado 項目	Relativamente a direito do consumidor 消費者の権利関係	Porcentagem sobre o total 比率
Assunto mais demandado no Poder Judiciário 司法権全体における事件別件数順位	Responsabilidade do Fornecedor / Indenização por Dano Moral （3º lugar） 事業者の責任／精神的損害賠償[11] （第３位）	2,039,288 （4.01%）
Assuntos mais demandados no segundo grau 第二審における事件別件数順位	Contratos de Consumo / Bancários （4º lugar） 消費契約／銀行 （第４位）	141,776 （2.19%）
Assuntos mais demandados no primeiro grau 第一審における事件別件数順位	Responsabilidade do Fornecedor / Indenização por Dano Moral （5º lugar） 事業者の責任／精神的損害賠償 （第５位）	751,919 （2.21%）
Assuntos mais demandados nas Turmas Recursais 簡易裁判所の上訴機関における事件別件数順位	Responsabilidade do Fornecedor / Indenização por Dano Moral （1º lugar） 事業者の責任／精神的損害賠償 （第１位）	130,640 （9.56%）
	Responsabilidade do Fornecedor （11º lugar） 事業者の責任 （第 11 位）	30,451 （2.23%）
	Contratos de Consumo / Bancários （14º lugar） 消費契約／銀行 （第 14 位）	27,156 （1.99%）
	Contratos de Consumo / Telefonia （17º lugar） 消費契約／電気通信 （第 17 位）	23,884 （1.75%）

二　裁判上の集団的救済の対象（保護される利益）

ブラジル法は、集団訴訟を通じた救済の対象となる利益を三種類に分類します。すなわち、拡散的利益（interesses difusos）、集合的利益（interesses coletivos）及び同種個別的利益（interesses individuais homogêneos）です（消費者保護法典八一条補項）[12]。

拡散的利益とは、その対象の不可分性及び侵害された主体の不確定性により特徴づけられる利益のことです。消費者関連の事例としては、製品の安全性の欠如を挙げることができ、この場合の保護対象は安全性という不可分の価値であり、また、考えられる利害関係人というのも不確定です。自動車のあるモデルのブレーキの欠陥に関する場合がこれに該当します。

いわゆる集合的利益とは、その対象の不可分性にもかかわらず、特定の利害関係人のグループやクラスに帰属する利益のことです。例えば、ゲーテッド・コミュニティの一区画の取得者らに関して、分譲計画で予定されたインフラ工事の実施を挙げることができます。

最後に、同種個別的利益とは、その性質上は個別的利益であるものの、共通の原因を有するために、集団訴訟を通じた救済の対象となり得る利益のことです。例えば、有害な医薬品の摂取により消費者に健康被害が生じた場合や、不公正条項が含まれる約款に基づいて消費者が契約を締結した場合を挙げることができます。

これらの利益の分類は、ブラジル法において、集団訴訟提起の原告適格を決定し、また、集団訴訟において生じる既判力の効果を限定するために活用されます。

三　原告適格

消費者保護において集団訴訟を開始する原告適格は、ブラジルでは、混成・併存的に考えられています。つまり、一方で、原告適格は国家が有するものであり、検察庁、公共弁護庁、プロコンといった公的機関による集団訴訟提起が認められています。また、他方で、（民間の）団体又は組織の原告適格もあり、一年以上前に設立され、消費者保護を目的とする民間団体の原告適格が認められています。(13) しかしながら、集団訴訟提起のために、個別に侵害を受けた消費者個人の原告適格は認められていません。

四　既判力（*res judicata*）

集団訴訟における既判力（*res judicata*）の制度は、消費者保護法典により認められた利益の種別により異なります。各利益は、制度の基礎となる原告適格の図式を一方で反映する既判力の範囲に対応します。(14)

拡散的利益に関して、既判力は対世効（*erga omnes*）を有するとされ、すなわち、その範囲は、証拠不十分による請求棄却の場合を除き、同利益の保護のための全原告適格者を包含します。証拠不十分による請求棄却の場合（*in eventus porbationis*）は、新証拠に基づく新たな訴訟提起が認められます。

同様に、消費者保護法典では、集合的利益に関して、既判力が第三者効（*ultra partes*）を有すると定めており、これにより全ての原告適格者を包含するため、新証拠に基づく新たな訴訟提起のみが認められます。

最後に、同種個別的利益の救済に係る訴訟における既判力は、直接の利害関係人、被害者又は承継人に利益を与えるために、請求認容の場合（*in eventus litis*）にのみ発生します。請求棄却の場合、直接の利害関係人は、共

同訴訟人として集団訴訟に参加していない限り、個別訴訟を提起するか、（集団訴訟の間、個別訴訟を中止していた場合は—訳者追記）個別訴訟を再開することができます[15]。

最後に紹介した同種個別的利益の救済に係る訴訟の場合、直接の利害関係人は、集団訴訟とは別に又は集団訴訟の（二段階目手続である—訳者追記）資格証明手続（habilitação）により[16]、言い渡された（集団訴訟の一段階目の—訳者追記）判決に従い、自分に権利帰属する部分の清算及び執行の手続のために既判力を援用することができます[17]。直接の利害関係人により請求されなかった金額相当額は、いわゆる流動的賠償（reparação fluida（*fluid recovery*））を構成し、次に述べる特別基金に入金されます。

五　侵害された拡散的利益の賠償基金

超個人的利益、又は、一つ一つは少額であるが全体で見ると大きな金額となるという意味で広範囲に散逸した（同種個別的—訳者追記）利益の民事的金銭賠償を許容するために、ブラジルの集団訴訟法制は、司法判決に由来する金銭を受け入れる特別な国家基金を創設しました[18]。

しかしながら、これらの基金の存在は、拡散的及び集合的利益に対する損害や脅威を現実の履行により補正すべく[19]、作為義務又は不作為義務を命ずる司法判決を除外するものではありません。また、司法判決は、金銭によらない同等の補償的措置を命ずることもできます[20]。

図表３　拡散的権利保護基金（連邦基金）への入金額と出所内訳

Origem do valor arrecadado 入金額の出所	Valor (em reais) 価格（レアル）	Valor (US Dólares)[23] 価格（米ドル）
Total arrecadado em 2016 2016 年の入金総額	526,317,893.04	162,694,866.40
Fluid recovery *流動的賠償*	123,435.00	38,156.10
Condenações em ações coletivas – consumidor 集団訴訟判決—消費者	354,496.78	109,581.69
Multas por infração à ordem econômica 経済秩序違反に対する課徴金	524,027,225.58	161,986,777.50

六　流動的賠償

同種個別的利益に関して、損害賠償の予防的性質を強調すべく、ブラジル法は、被害者がその損害賠償を直接請求するかどうかにかかわらず、生じた損害に対する賠償を許容します[21]。事業者は、直接の利害関係人のイニシアティヴがなくても、自ら引き起こした損害に対する責任を負わなければなりません。

この場合、（事業者により――訳者追記）支払われた金銭は、前述の基金に入金されます。

注目すべきは、国家レベルの拡散的権利保護基金（連邦基金）を構成する金額の大部分が、経済秩序違反に対する行政制裁（課徴金）に由来することです。**図表３**から分かるように、入金額の出所を比較すると、司法判決に基づいて入金された額はかなり少額であることが分かります[22]。

これらの基金に入金された金銭は、侵害された集団的利益の改善を目的とする各種プロジェクトを通じて活用されます。**図表４**に示すとおり、二〇一五年には、消費者分野に関連した五つのプロジェクトが承認されました[24]。

サンパウロ州では、現在、市民保護局（Secretaria da Justiça e da Defesa da Cidadania）に設置された、州立拡散的利益基金（ＦＩＤ）が存

図表 4　拡散的権利保護基金（連邦基金）を利用した各種プロジェクト

Proponente　提案者	Projeto　プロジェクト
Agência Nacional de Telecomunicações–Anatel（DF） 国家電気通信庁（ブラジリア）	Comparador para Consumo Consciente de Telecomunicações. 電気通信に関する自律的消費のための価格比較サイト。
Prefeitura do Município de Palmas（TO） パルマス市役所（トカンチンス州）	Promover a cultura de respeito concorrencial em prol de uma economia competitiva por meio de prevenção e da repressão de ações que possam limitar ou prejudicar a concorrência. 競争の制限又は侵害となり得る行為の予防及び抑止を通じた競争力ある経済のための競争尊重文化の促進。
Ministério Público do Estado do Acre（AC） アクレ州検察庁（アクレ州）	Informar o consumidor sobre a importância de uma alimentação saudável e segura, por meio de campanhas educativas e informativas. 教育活動及び情報提供活動を通じた、健康で安全な食品の重要性に関する消費者への情報提供。
Instituto Brasileiro de Política e Direito do Consumidor - Brasilcon（DF） ブラジル消費者政策・法協会 Brasilcon（ブラジリア）	Realizar discussões acadêmicas sobre temas de direito do consumidor no âmbito do XIII Congresso Brasileiro de Direito do Consumidor. 第 13 回ブラジル消費者法会議内での消費者法の諸テーマに関する学術討論の実施。
Fundação Universidade de Cruz Alta（RS） クルス・アルタ大学財団（リオ・グランヂ・ド・スル州）	Desenvolver a educação para o consumo sustentável vinculada ao projeto Profissão Catador（das Associações de Catadores）, envolvendo questões sobre o superendividamento do consumidor e mediações nos conflitos consumeristas. 消費者の多重債務及び消費者紛争の調停に関する問題を含む、リサイクル収集者プロジェクト（リサイクル収集者連合）に関連した持続可能な消費のための教育推進。
Prefeitura do Município de Congonhas（MG） コンゴーニャス市役所（ミナス・ジェライス州）	Aperfeiçoar tecnicamente o atendimento às demandas dos consumidores em relação ao mercado de consumo, além de fomentar a política de combate ao superendividamento. 多重債務の撲滅政策の強化に加え、消費市場に関連した消費者の諸要求への対応の技術的改善。

在します。[25] この基金は、集団訴訟で獲得された賠償金によってのみ維持され、行政制裁（課徴金）に関連する金額を受け入れていません。[26] なお、当該基金の制度上、流動的賠償として入金された金額がいくらであるかという区別は存在しません。[27]

二〇一四年四月から二〇一五年四月の間、ＦＩＤ（州立基金）は、三六の協定において、[28] 七、八〇〇万レアル（約二、四〇〇万米ドル）[29] を投資しました。この投資額は、環境、歴史的財産及び消費者といった様々な分野の集団訴訟において得られた賠償金に専ら由来しています。

七　結論――今後の課題――

ブラジルにおける消費者保護の広範性にもかかわらず、図表３で示したとおり、流動的賠償の利用はかなり制限されているため、特に流動的賠償の利用に関してまだまだ改善の余地があります。

＊　本稿に掲載したデータの収集には、サンパウロ大学大学院法学研究科修士課程ナイアラ・ヴィラルディ＝ソアレス研究員の助力を得た。

（1）消費者個人及び集団の権利保護のみならず、（消費者保護を内在する）公正な市場の形成という、二つの憲法的要請の具体化として制定されたのが、一九九〇年ブラジル消費者保護法典である（訳者注）。

（2）次の法務省データ参照 http://sindecnacional.mj.gov.br/SindecNacional/（二〇一六年九月一八日閲覧）

（3）http://www.ibge.gov.br/apps/populacao/projecao/（二〇一六年九月一九日閲覧）

（4）http://sistemas.procon.sp.gov.br/rank_estadual/?m=rank_atend（二〇一六年九月一八日閲覧）

（5）一九九〇年ブラジル消費者保護法典は、大きく全三編に分かれており、それぞれ第一編（Título I）「消費者の権

利（Dos Direitos do Consumidor）」、第二編（Título II）「刑事違反（Das Infrações Penais）」及び第三編（Título III）「裁判上の消費者の救済（Da Defesa do Consumidor em Juízo）」となっている。第一編では消費者の実体法上の権利が種々定められ、この中の第三章（Capítulo III）「消費者基本権（Dos Direitos Básicos do Consumidor）」では、六条本文で「以下の者が消費者基本権である」とした上で、一号から一〇号を列挙する（九号は大統領拒否権の発動により死文化）。このうちの八号では、「裁判官の判断で、消費者の主張が真実性を有する場合、又は、経験則に従い、消費者が弱者（hipossuficiente）である場合に、民事訴訟において、消費者のための証明責任の転換を含め、消費者の権利救済の容易化」を定めている（訳者注）。

（6）いわゆる集団訴訟は、一九八五年公共民事訴訟法（法律第7.347/1985号）によりすでに制度化されていたが、一九九〇年消費者保護法典により同公共民事訴訟法に対しても重要な補足が行われた。消費者保護法典一一〇条から一一七条までの規定は全て公共民事訴訟法の改正に関する内容である（訳者注）。

（7）連邦最高裁判所（Supremo Tribunal Federal: STF）の管轄については、一九八八年連邦憲法一〇一条から一〇三条に詳細な規定が置かれている。その機能については、主として憲法を擁護する責務を負い、違憲審査につき付随的審査権と抽象的審査権を有し、実質的には憲法裁判所に近い。他方で、同じく首都ブラジリアに置かれた連邦高等司法裁判所（Superior Tribunal de Justiça: STJ）は、一九八八年連邦憲法によって設置された第三審裁判所であり、連邦最高裁判所の負担軽減を図るために設置された。連邦法の解釈を統一する任務を担い、連邦や州の下級審から上がってくる上告審において、それを実現している（以上、二宮正人「ブラジルにおける裁判制度について」ＪＣＡジャーナル五八巻七号（二〇一一年）一七頁以下）。したがって、民事・刑事事件についてその法解釈を示す実質的な最高裁は連邦高等司法裁判所の方であるため、消費者事件の上告審も連邦高等司法裁判所の管轄となる。ただし、本稿冒頭に記されているように、連邦憲法において「消費者の保護」に関する明文規定が置かれ、消費者の集団的権利も同憲法において保障されているため、消費者事件は、その多くが連邦最高裁判所の管轄する事件にも該当する（訳者注）。

（8）http://oglobo.globo.com/economia/defesa-do-consumidor/acoes-de-consumo-somam-quase-metade-dos-90-milhoes-de-processos-no-judiciario-10266371.（二〇一六年九月二〇日閲覧）

（9）　VERISSIMO, Marcos Paulo, *Tutela Judicial dos Interesses Metaindividuais – ações coletivas*, Brasília: Ministério da Justiça, 2007参照。サンパウロ州では、二〇〇二年から二〇〇六年の間に、環境に関する集団訴訟が三二、六五二件提起されたのに対して、消費者に関する集団訴訟は五、六五九件のみであった（四二頁）。

（10）　一九八五年公共民事訴訟法五条六号では、「原告適格を有する公的機関は、制裁を通じ、法的要請への行動調整合意を利害関係人から取得することができ、この合意は裁判外執行名義の効果を有する」と定める。ちなみに、この規定は一九九〇年消費者保護法典（一一三条）により追加されたものである。なお、行動調整に関する明文規定を初めて置いたのは、一九九〇年に制定された児童青少年法（法律第8.069号）一一二条である。ここでいう行動調整合意（compromisso de ajustamento de conduta）は、行動調整調書（Termo de Ajustamento de Conduta / Termo de Ajuste de Conduta: TAC）とも呼ばれる。公的機関を当事者とした紛争における国家の介入について規律する法律第9.469/1997号の四―A条では「行動調整調書」という文言が用いられている。行動調整合意又は行動調整調書は、消費者に限らず環境、青少年、高齢者その他、広義の集団的利益が問題となる場面で、公的機関の中でも特に検察庁が手掛ける紛争事例において広く活用されている（訳者注）。

（11）　消費者訴訟において事業者が精神的損害賠償（dano moral）を命じられるケースというのは、その多くが集団訴訟であり、個別の慰謝料ではなく「公共慰謝料」と呼ばれる集団的精神的損害が問題となるものである。この慰謝料には民事罰に近い強い制裁的意義が存在する。すなわち、集団的精神的損害（dano moral coletivo）とは、許し難い法令違反により、集団全体又はいずれかのその表現方式（人々の集団、カテゴリー又はクラス）で考慮されるところの、集団に帰属する、超個人的な性質を有する利益又は権利に対する侵害のことである（MEDEIROS NETO, Xisto Tiago de, *Dano Moral Coletivo*, 4ª ed., São Paulo: LTR, 2014, p. 172）。したがって、図表2の読み方として、消費者訴訟における集団訴訟の占める割合が全ての審級においてかなり高いことに加えて、財産的損害賠償請求よりも精神的損害賠償請求の方が消費者の権利救済としてははるかに高い意義を有していることが分かる。さらに、個別に見ていくと、わが国の消費者紛争としてポピュラーな消費者契約上の解除・代金返還や、問題の多い契約類型である電気通信や消費者ローンに関する案件よりも、精神的損害賠償請求事件の方が圧倒的に多いように見える。つまり、ブラジルでは、精神的損害賠償が著しい違反行為を行う事業者に対する非常に有効なサンクションとして機能してい

る実態がうかがえる（訳者注）。

（12） 消費者保護法典八一条補項では、本文で「集団的救済（defesa coletiva）は、次のものを取り扱う場合に行われる」と定め、「本法典の諸効果のため、事実状況によって結ばれた不確定の人々が有する超個人的で不可分の性質を有するものと理解される拡散的（difusos）利益又は権利」（一号）、「本法典の諸効果のため、共通の法律関係によって相互に又は相手方当事者と結びついている人々の集団、カテゴリー又はクラスが有する超個人的で不可分の性質を有するものと理解される集合的（coletivos）利益又は権利」（二号）及び「共通の原因から生じたものと理解される同種個別的利益又は権利」（三号）と定める（訳者注）。

（13） 消費者保護法典八二条では、本文で「八一条補項の目的のため、次のものは併存的に原告適格（legitimados）を有する」と定め、「検察庁」（一号）、「連邦政府、州、市町村及び連邦直轄区」（二号）、「行政権を直接的又は間接的に行使する公的機関及び省庁。本法典により保護された利益及び権利の保護を特に目的とした法人格なき社団も含む」（三号）、及び、「少なくとも一年以上前に合法的に設立された団体であって、その目的が本法典が定める利益及び権利の保護を含むもの。ただし、（訴訟提起にあたり）当該団体の総会決議による承認は不要である」（四号）を列挙する。三号はプロコンを想定しており、四号がＩＤＥＣなどの民間消費者団体を想定している。また、公共民事訴訟法五条では、本文で「次のものは主たる訴訟及び保全訴訟の原告適格を有する」と定め、「検察庁」（一号）、「公共弁護庁」（二号）、「連邦政府、州、連邦直轄区及び市町村」（三号）、「国営企業、公共企業、財団、公私合弁会社」（四号）、「一年以上前に設立され（五号ａ）、その制度的目的として、公共社会財産、環境、消費者、経済秩序、自由競争、人種的、民族的若しくは宗教的グループの権利又は芸術的、審美的、歴史的、観光的及び景観的財産の保護を含む（五号ｂ）団体」（五号）を列挙する（訳者注）。

（14） 消費者保護法典一〇三条では、本文で「本法が取り扱う集団訴訟において、その判決は、次のように既判力を有する」とし、「八一条補項一号の場合において、請求が証拠不十分により棄却された場合を除き、対世効を有する。証拠不十分による棄却の場合、あらゆる原告適格者は、新証拠により同一根拠に基づいて新訴を提起し得る」（一号）、「八一条補項二号所定の場合に関しては、前号の定めに従い、証拠不十分による請求棄却の場合を除き、当該集団、カテゴリー又はクラスのみに対し、第三者効を有する」（二号）及び「八一条補項三号の場合には、請求認容の場合

のみ、全ての被害者及びその承継人の利益のために、対世効を有する」（三号）と定める（訳者注）。

(15) 個別訴訟係属中の集団訴訟提起については、消費者保護法典に明文規定がある。拡散的利益及び集合的利益の保護のための集団訴訟は、個別訴訟にとって重複起訴とはならないが、一〇三条二号及び三号所定の対世効又は第三者効は、集団訴訟の訴訟記録上の認識から起算して、三〇日以内にその中止が要請されない場合、個別訴訟の当事者に利益を与えるものではない（一〇四条）。したがって、拡散的利益及び集合的利益の保護のための集団訴訟では、個別訴訟の原告は集団訴訟の認識から三〇日以内に個別訴訟を継続するか中止するかを決めなければならない。同種個別的利益の保護のための集団訴訟に関しては、消費者保護法典一〇四条が、同八一条補項三号への言及を含まず、また、同一〇三条三号の集団訴訟判決は個別の利害関係人を害さない（一〇三条二項）とすることから、民事責任に関する集団訴訟と個別の損害賠償請求訴訟の関係については、訴訟法の諸原則の適用により解決されるべきことになる。学説・判例ともに、この場合、先決関係のルール（二〇一五年民事訴訟法三一三条五号）を適用して、個別訴訟を中止すべきと考えられている（訳者注）。

(16) 当該資格証明手続（habilitação）については、確かに消費者保護法典一〇〇条に明文規定は存在するが、その具体的手続規定を欠いているため、一つの集団訴訟において多くの利害関係人が一人の判事に対して当該手続を行うということになると、煩雑で非常に負担が大きく問題となっている（訳者注）。

(17) 消費者保護法典九七条では、「判決の清算（liquidação）及び執行（execução de sentença）は、被害者及びその承継人並びに八二条の原告適格者により行われ得る」と定める。また、同一〇〇条本文では、「損害の大きさと両立し得る数の利害関係人の資格証明（habilitação）なく、一年の期間が経過した場合、八二条の原告適格者は、しかるべき損害賠償の清算及び執行をなし得る」と定める（訳者注）。

(18) 一九八五年公共民事訴訟法一三条本文では、「金銭支払が命じられる場合、引き起こされた損害に対する賠償は、連邦審議会又は各州の審議会により運営される基金に入れられ、これらの審議会には、検察庁及び共同体（コミュニティ）の代表者らが必ず参加し、侵害された財産の再構築のためにその資金が使われるものとする」と定める。なお、国立基金及び州立基金に関しては、連邦又は各州の司法による（訳者注）。

(19) 消費者保護法典八三条では「本法典により保護された権利及び利益の保護のため、その適切かつ効果的な保護を

提供し得る全種類の訴えが認められる」と定めており、金銭賠償以外に、差止めや特定履行を求めることが訴訟法上予定されている。この点、例えば一九八五年公共民事訴訟法一一条で「裁判官は、原告の請求に関わりなく、しかるべき活動の給付義務又は有害な活動の中止〔差止め〕を決定するものとし、従わない場合には特定履行又は日毎に課される罰金を科すことが十分若しくは両立し得るものであればそのような罰金に服する」と定めるなど、ブラジル法では金銭賠償以外の補償的措置を判決で命じる素地がすでに存在していた（訳者注）。

(20) 消費者保護法典八四条は前条（八三条）を具体化する規定であり、本文で「為す債務又は為さない債務の履行を目的とする訴えにおいて、裁判官は、債務の特定的保護を与えるか、又は、債務の履行の結果と同等の実務的結果を保障する措置を決定するものとする」と定め、同条五項では「特定的保護のため、又は、同等の実務的結果の獲得のため、裁判官は、公権力の要請のほか、捜索及び押収、物及び人の移動、工事の解体、有害な活動の停止等、必要な措置を決定することができる」と定める（訳者注）。

(21) 消費者保護法典一〇〇条では、「損害の大きさと両立し得る数の利害関係人の資格証明（habilitação）なく、一年の期間が経過した場合、八二条の原告適格者は、しかるべき損害賠償の清算及び執行をなし得る」と定める（訳者注）。

(22) http://www.justica.gov.br/seus-direitos/consumidor/direitos-difusos/anexos/recolhimentos-de-janeiro-a-dezembro-2015.pdf（二〇一六年九月一四日閲覧）

(23) 二〇一六年九月二一日の為替レートに従い、一ドル＝三・二三レアルにて換算。

(24) 消費者の権利を取り扱う第二委員会により分析された諸提案である。この他の提案については、二〇一六年九月一六日閲覧の次のリンクを参照。http://www.justica.gov.br/seus-direitos/consumidor/direitos-difusos/anexos/selecao-de-projetos-2015

(25) 一九八九年一一月一三日の州法第 6.536 号により設置され、二〇〇九年六月九日の州法第 13.555 号により「拡散的利益保護州立基金（Fundo Estadual de Defesa dos Interesses Difusos）」という正式名称を与えられるとともに、市民保護局の所轄となった（訳者注）。

(26) http://www.justica.sp.gov.br/portal/site/SJDC/menuitem.dbfc8798a8153ea8e345f391390f8ca0/?vgnextoid=1bd

dcc533f73e310VgnVCM1000093f0c80aRCRD（二〇一六年九月一四日閲覧）
サンパウロ州の拡散的利益基金（ＦＩＤ）では、その出所として、一九八九年一一月一三日の州法第6.536号三条により、公共財産に対する損害賠償金及びその不履行の際の制裁金（一号）、銀行預金及び資産運用による収入（二号）、自然人・法人、ブラジル人・外国人による寄付（三号）、二〇〇九年六月九日の州法第13.555号により修正された州法第6.536号二条所定の財産のために設定された税制恩典（incentivos fiscais）の産物（四号）と定めている。したがって、サンパウロ州の拡散的利益基金（ＦＩＤ）では、連邦基金の圧倒的多数を占める経済秩序違反に対する課徴金はもともと出所として定められておらず、これを区別していることが分かる（訳者注）。

(27)　各種金銭の出所のうち、特に同種個別的権利侵害に基づく賠償金に関しては、集団的精神的損害賠償とは性質を異にしており、流動的賠償（fluid recovery）として、これを区別すべきとの批判が存在する（PENNACHI DELLORE, Luiz Guilherme, "Fundo Federal de Reparação de Direitos Difusos (FDD): Aspectos atuais e análise comparativa com institutos norte-americanos", Revista de Direito Ambiental, 10 (38), 2005, pp. 124-139）（訳者注）。

(28)　http://www.justica.sp.gov.br/portal/site/SJDC/menuitem.5a05df14860f981721d46c70390f8ca0/?vgnextoid=b82400edb162d410VgnVCM1000004974c80aRCRD&vgnextchannel=4c0f59a429e22410VgnVCM1000093f0c80aRCRD&vgnextfmt=FID（二〇一六年九月二一日閲覧）なお、承認された具体的なプロジェクトの名称は示されていない。

(29)　二〇一六年九月二一日の為替レートに従い、入金額は一ドル＝三・二三レアルにて換算。

〔付記〕本研究は二〇一六年度慶應義塾大学学事振興資金（共同研究）「ブラジルにおける消費者被害救済のための制裁的な金銭支払制度の研究」、ＪＳＰＳ科研費JP16H03574, JP25870721, JP21730092, JP18K01224の助成を受けたものです。